

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		営業停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 29 条 の 4 第 1 項
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課（電話：048-829-1409）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	①不正の手段により登録を受けたとき ②登録の拒否事項に該当するもの ③登録の変更に係る届出をしない、または、虚偽の変更届出をしたとき ④屋外広告物法に基づく条例または屋外広告物法の処分に違反したとき
	設定等年月日	平成 18 年 10 月 1 日設定 平成 24 年 3 月 21 日最終改正
備 考		